

昭和三十五年政令第二百九十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令  
内閣は、身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（除外職員）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十八条第一項の政令で定める職員は、別表第一のとおりとする。

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の三とする。ただし、都道府県に置かれた教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・九とする。

（対象障害者の採用に関する計画の作成）

第三条 法第三十八条第一項の対象障害者の採用に関する計画（以下第六条までにおいて「計画」という。）には、次の事項を含むものとする。

一 計画の始期及び終期

二 採用を予定する法第三十八条第一項に規定する職員（次号において「職員」という。）の数及びそのうちの法第三十七条第二項に規定する対象障害者（同号において「対象障害者」という。）の数

三 計画の終期及び各会計年度末において見込まれる職員の総数及びそのうちの対象障害者の数

四 計画の始期及び終期については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

五 第一項第二号に掲げる事項は、各会計年度別に、かつ、国の機関の任命権者（国会及び裁判所の任命権者を除く。）にあつては厚生労働大臣と協議して定める組織別に、区分するものとする。（協議等）

六 国会及び裁判所並びに地方公共団体の任命権者は、計画の作成については、計画の決定の予定期の一月前までにその案を厚生労働大臣（市町村及び特別区その他の厚生労働省令で定める特別地方公共団体の任命権者があつては、都道府県労働局長。第六条第三項において同じ。）に通知するものとする。この場合において、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、当該計画について意見を述べることができる。

生労働大臣又は都道府県労働局長は、当該計画について意見を述べることができる。

（法第三十八条第四項の政令で定める数）

第五条 法第三十八条第四項の政令で定める数は、一人とする。

（計画の通報）

第六条 法第三十九条第一項の規定による通報は、厚生労働大臣の定める様式により行うものとする。

第七条 法第三十九条第一項の規定による計画の実施状況の通報は、毎年一回、六月一日現在について行うものとする。

第八条 法第四十条第一項の規定による通報は、厚生労働大臣の定める様式により、六月一日現在について行うものとする。（障害者雇用率）

第九条 法第四十三条第二項に規定する障害者雇用率は、百分の二・七とする。

（法第四十三条第四項及び第四十五条の二第五項の政令で定める数）

第十条 法第四十三条第四項及び第四十五条の二第五項（法第四十五条の三第六項、第四十六条第二項、第五十条第四項、第五十四条第五項、第五十五条第三項及び第七十四条の二第十項並びに法附則第四条第八項において準用する場合を含む。）の政令で定める数は、二人とする。

（法第四十三条第六項の政令で定める法人等）

第十一条 法第四十三条第六項の政令で定める法人は、別表第二のとおりとする。

（特定職種）

第十二条 法第四十三条第三条、第四条及び第六条の規定は、（法第四十三条第四項及び第五十四条第五項の政令で定める数）

第十三条 法第四十三条第六項の政令で定める障害者雇用率は、百分の三とする。

（特定身体障害者等）

第十四条 法第四十八条第一項の特定職種並びに法第四十九条第一項において準用する法第三十九条第一項（障害者雇用調整金の支給）と読み替えるものとする。

（法第五十条第一項の政令で定める数）

第十五条 法第五十条第二項に規定する単位調整額は、二万九千円とする。

（法人である事業主が合併した場合等における調整金の支給）

第十六条 法人である事業主について合併若しくは分割（事業の全部を承継せるものに限る。）があり、個人である事業主について相続（包括遺贈を含む。以下この条において同じ。）があり、又は法人である事業主若しくは個人である事業主について事業の全部の譲受けがあつた場合には、合併後存続する法人である事業主若しくは合併により設立した法人である事業主若しくは分割により事業の全部を承継した法人である事業主、相続人（包括受遺者を含む。）である事業主又は事業の全部を譲り受けた事業主（第十九条において「受繼事業主」と総称する。）は、調整金の支給については、それぞれ、合併により消滅した法人である事業主若しくは分割により事業の全部を承継させた法人である事業主、被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において同じ。）である事業主又は事業の全部を譲り渡した事業主の地位を承継する。この場合において、合併により消滅した法人である事業主又は被相続人である事業主は、当該合併又は当該被相続人に係る相続のあつた日にその事業を廃止したものとする。

（調整基礎額）

第十七条 法第五十四条第二項に規定する調整基礎額は、五万円とする。

（基準雇用率）

第十八条 法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十四条第三項に規定する基準雇用率は、百分の二・七とする。（準用）

（法第五十三条第一項の障害者雇用納付金その他の法第三章第二節第二款の規定による徴収金の納付について準用する）

第十九条 第十六条の規定は、受繼事業主に係る法第五十三条第一項の障害者雇用納付金その他の法第三章第二節第二款の規定による徴収金の納付について準用する。

（在宅就業単位調整額）

第二十条 法第七十四条の二第三項第三号に規定する在宅就業単位調整額は、二万一千円とする。

（評価基準月数）

第二十一条 法第七十四条の二第三項第四号に規定する評価基準月数は、一月とする。

（単位調整額）

第十五条 法第五十条第二項に規定する単位調整額は、二万九千円とする。

（法人である事業主が合併した場合等における調整金の支給）

（主として、一両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下の視覚障害がある者）

（中欄に掲げる〇・〇七以下の視覚障害）

（一眼の視力が〇・〇八、

（主として、一眼の視力が手動弁以下の視

（あん摩マッサージ指圧師）

（主として、一両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下の視覚障害で永続する）

（主として、一眼の視力が手動弁以下の視



百分の十以上となるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項及び前項の規定を適用するものとする。

7 平成十六年度（次項の規定により基準日が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の翌年度）以降の各年度において、当該年度の六月一日を基準日として附則第二項及び第五項を適用するとしたならば、除外率設定機関以外の機関が除外率設定機関に該当することとなり、かつ、その除外率が百分の十以上となるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項及び第五項の規定を適用するものとする。

8 平成十六年度（前二項の規定により基準日が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の翌年度）以降の各年度において、当該年度の六月一日を基準日として附則第二項を適用するとしたならば、百分の十以上の除外率が設定されている除外率設定機関が除外率設定機関に該当しないこととなるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項の規定を適用するものとする。

9 第十六条の規定は、法附則第四条第三項の報奨金（以下「報奨金」という。）及び同条第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「在宅就業障害者特例報奨金」という。）の支給について準用する。

10 前項に定めるもののほか、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

11 令和六年十一月三十一日までの間ににおいては、別表第一第二号中「ト 消防吏員及び消防団員」とあるのは、「ト 消防吏員及び消防団員並びに勤務する外務公務員」とする。

附 則（昭和四三年一〇月一日政令第二号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年九月二八日政令第二号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年一〇月一日政令第二号）抄  
（施行期日）  
この政令は、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（施行期日）

第一条 この政令は、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（施行期日）

の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）の施行の日（昭和五十一年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五三年三月一〇日政令第三号）抄  
（施行期日）

この政令は、農用地開発公團法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五十三年二月一日）から施行する。

1 1 （施行期日）  
この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五六九年九月二九日政令第二号）抄  
（施行期日）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

規定期による改正前の国家公務員等退職手当法行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令、第五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令、第六条の規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行令、第七条の規定による改正前の國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令、第八条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令、第十二条の規定による改正前の所得税法施行令、第十三条の規定による改正前の法人税法施行令、第十五条の規定による改正前の地税法施行令及び第十六条の規定による改正前の租税特別措置法施行令、第十七条の規定は、昭和五十七年度以後の年度分として納付すべき身体障害者雇用調整金の額の算定について適用し、昭和五十六年度以前の年度分として支給する身体障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

2 改正後の第十五条の規定は、昭和五十七年度以後の年度分として支給する身体障害者雇用調整金の額の算定について適用し、昭和五十六年度以前の年度分として支給する身体障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条の規定は、昭和五十七年度以後の年度分として納付すべき身体障害者雇用調整金の額の算定について適用し、昭和五十六年度以前の年度分として納付すべき身体障害者雇用調整金の額の算定について適用し、昭和五十六年度以前の年度分として納付すべき身体障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

4 改正後の第十八条の規定は、昭和五十九年九月二十五日政令第二号（施行期日）抄  
この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。

5 改正後の第十九条の規定は、昭和五十九年十月一日から施行する。

6 改正後の第二十条の規定は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

7 改正後の第二十一条の規定は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

8 改正後の第二十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

9 改正後の第二十三条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

10 改正後の第二十四条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

11 改正後の第二十五条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

12 改正後の第二十六条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

13 改正後の第二十七条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

14 改正後の第二十八条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

15 改正後の第二十九条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

16 改正後の第三十条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

17 改正後の第三十一条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

18 改正後の第三十二条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

19 改正後の第三十三条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

20 改正後の第三十四条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

21 改正後の第三十五条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

22 改正後の第三十六条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

23 改正後の第三十七条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

24 改正後の第三十八条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

25 改正後の第三十九条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

26 改正後の第四十条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

27 改正後の第四十一条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

28 改正後の第四十二条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

29 改正後の第四十三条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

30 改正後の第四十四条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

31 改正後の第四十五条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

32 改正後の第四十六条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

33 改正後の第四十七条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

34 改正後の第四十八条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

35 改正後の第四十九条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

36 改正後の第五十条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

37 改正後の第五十一条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

38 改正後の第五十二条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

39 改正後の第五十三条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

40 改正後の第五十四条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

41 改正後の第五十五条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

42 改正後の第五十六条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

43 改正後の第五十七条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

44 改正後の第五十八条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

45 改正後の第五十九条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

46 改正後の第六十条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

47 改正後の第六十一条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

48 改正後の第六十二条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

49 改正後の第六十三条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

50 改正後の第六十四条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

51 改正後の第六十五条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

52 改正後の第六十六条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

53 改正後の第六十七条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

54 改正後の第六十八条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

55 改正後の第六十九条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

56 改正後の第七十条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

57 改正後の第七十一条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

58 改正後の第七十二条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

59 改正後の第七十三条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

60 改正後の第七十四条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

61 改正後の第七十五条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

62 改正後の第七十六条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

63 改正後の第七十七条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

64 改正後の第七十八条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

65 改正後の第七十九条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

66 改正後の第八十条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

67 改正後の第八十一条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

68 改正後の第八十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

69 改正後の第八十三条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

70 改正後の第八十四条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

71 改正後の第八十五条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

72 改正後の第八十六条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

73 改正後の第八十七条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

74 改正後の第八十八条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

75 改正後の第八十九条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

76 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

77 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

78 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

79 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

80 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

81 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

82 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

83 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

84 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

85 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

86 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

87 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

88 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

89 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

90 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

91 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

92 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

93 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

94 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

95 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

96 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

97 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

98 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

99 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

100 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

101 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

102 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

103 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

104 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

105 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

106 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

107 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

108 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

109 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

110 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

111 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

112 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

113 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

114 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

115 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

116 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

117 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

118 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

119 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

120 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

121 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

122 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

123 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

124 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

125 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

126 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

127 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

128 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

129 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

130 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

131 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

132 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

133 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

134 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

135 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

136 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

137 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

138 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

139 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

140 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

141 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

142 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

143 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

144 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

145 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

146 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

147 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

148 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

149 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

150 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

151 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

152 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

153 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年二月一日から施行する。

154 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年三月一日から施行する。

155 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

156 改正後の第九十条の規定は、昭和六十一年五月一日から施行する。

157 改正後の第九十一条の規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

158 改正後の第九十二条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

159 改正後の第九十三条の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

160 改正後の第九十四条の規定は、昭和六十一年九月一日から施行する。

161 改正後の第九十五条の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

162 改正後の第九十六条の規定は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

163 改正後の第九十七条の規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

164 改正後の第九十八条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

165 改正後の







(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。	附則 (平成一六年三月二六日政令第八号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。	附則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。	附則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄
(施行期日)	この政令は、機構の成立の時から施行する。	附則 (平成一六年六月二三日政令第二一号) 抄
(施行期日)	この政令は、平成十六年十月一日から施行する。	附則 (平成一六年九月二九日政令第二九四号) 抄
(施行期日)	この政令は、平成十六年十月一日から施行する。	附則 (平成一六年一一月一七日政令第三五六号) 抄
(施行期日)	この政令は、平成十七年四月一日から施行する。	附則 (平成一七年一二月二六日政令第三八三号) 抄
(施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	附則 (平成一八年一二月二四日政令第二五号) 抄
(施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	附則 (平成一八年三月三一日政令第一八号) 抄
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。	附則 (平成一七年三月二四日政令第七二号) 抄
(施行期日)	この政令は、法の施行の日 (平成十七年四月一日) から施行する。	附則 (平成一七年四月一日本政令第一附則) 抄
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)	この政令は、施行日 (平成十七年十月一日) から施行する。	附則 (平成一七年六月二四日政令第二四四号) 抄
(施行期日)	この政令は、施行日 (平成十七年十月一日) から施行する。	附則 (平成一七年六月二四日政令第二四九号) 抄
(施行期日)	この政令は、施行日 (平成十七年十月一日) から施行する。	附則 (平成一七年六月二四日政令第二五九号) 抄
(施行期日)	この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年十一月二十六日) から施行する。	附則 (平成二〇年三月三一日政令第一二七号) 抄
(施行期日)	この政令は、平成二十年四月一日から施行する。	附則 (平成二一年一月二〇日政令第二六五号) 抄

1	(施行期日)	この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年三月二十六日）から施行する。ただし、第一条の規定、第六十二条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。）及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。
附 則	(平成二十一年二月二四日政令第二二九八号)	この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則	(平成二十一年二月二八日政令第三一〇号)	(施行期日)抄
第一 条	この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。	
附 則	(平成二十二年三月二十五日政令第四一号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二十三年六月一〇日政令第一六六号)	(施行期日)抄
第一 条	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	
附 則	(平成二十三年一〇月三一日政令第三三四号)	(施行期日)抄
第一 条	この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。	
附 則	(平成二十三年一二月二六日政令第四一三号)	(施行期日)抄
第一 条	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二十四年六月一〇日政令第六五五号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二十四年六月一〇日政令第一六五号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二十四年六月一〇日政令第一六五号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二十六年一月二四日政令第一四一二号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二八年三月九日政令第五七八号)	(施行期日)抄
第一 条	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二八年三月九日政令第五七八号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二九年六月三〇日政令第七六号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成三十年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二九年六月三〇日政令第一七六号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。	
附 則	(平成三十一年三月二〇日政令第四〇号)	(施行期日)
第一 条	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	

附則（平成三十一年三月三〇日政令第  
二九号）

二九号)  
この政令は、公布の日から施行する。

号附則（令和元年八月三〇日政令第八）

この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

附則（令和元年二月二六日政令第

は、公布の日から施行する。

附見  
〔令和二年一〇月一四日政令第  
二号〕

1 (施行期日) この政令は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

令和二年年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和三年二月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率については、なお従前の例によ

八二) 附則(令和四年六月一六日政令第二

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附則（令和四年一月一日政令第四八号）

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附則  
（令和五年三月一日政令第四号）

(施行期日) 指

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。次の一、次の各号に掲げる規定は、当

二 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令附則第二項及び第八項並びに別表第四の改正規定 令和七年四月一日

## **第二条** 第一条の規定（前条第一号に掲げる改正 （経過措置）

規定に限る。)による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の規定は、令和五年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定について適用し、令和四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

**第三条** 第一条の規定(附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。)第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十一日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。

**新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定(前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)**は、令和八年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第一項の規定により令和八年七月以後の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率について、前項の規定により読み替えて適用される新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定は、令和六年度から令和八年度までの年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用調整金の額を算定する場合における同法第五十四条第一項の規定により令和六年四月から令和八年六月までの各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率について、それぞれ適用し、令和五年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

(令和五年七月七日政令第二二二号) 号附則

別表第一（第一条、附則第二項関係）	
一 警察官	次に掲げる職員
二 自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百零四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒	自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百零四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。）並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒
ハ 刑務官及び入国警備官	刑務官及び入国警備官
ニ 密輸出入の取締りを職務とする者	密輸出入の取締りを職務とする者
ホ 麻薬取締官及び麻薬取締員	海上保安官、海上保安官補並びに海上保安学校及び海上保安学校の学生及び生徒
ト 消防吏員及び消防団員	消防吏員及び消防団員
三 前二号に掲げる者に準ずる者であつて、学術政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもの	前二号に掲げる者に準ずる者であつて、学術政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもの
別表第二（第十条の二関係）	別表第二（第十条の二関係）
一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境資源研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化研究所	別表第二（第十条の二関係）

開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬

品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人金属鉱物資源機構、独立行政法人航空大학교、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援、学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人人材支援留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学术振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康

一	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号から第十一号までに掲げる職員（同項第九号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。）及び船員である職員
二	裁判官、検察官、大学及び高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法第三条第三項第一号に掲げる職（就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。）及び第四号に掲げる職に属する職員
三	次に掲げる職員
イ	一　国会の衛視 二　法廷の警備を職務とする者 三　航空交通管制官
四	医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師
五	幼稚園、小学校、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）及び幼保連携型認定こども園の教育職員
六	児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）において児童の介護、教護又は養育を職務とする者
七	動物検疫所の家畜防疫官及び猛獸猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者
八	航空機への搭乗を職務とする者
九	鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車（旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。）の運転に従事する者
十	地方独立行政法人 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
十一	日本私立学校振興・共済事業団 沖縄振興開発金融公庫
十二	株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険
十三	日本司法支援センター
十四	日本全国健康保険協会
十五	沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構及び福島国際研究教育機構

別表第四（附則第五項関係）		基準割合	除外率	する者
十一	十二			
とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者	伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者	百分の九十五以上	百分の七十五	十三 建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者
多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者	十四 多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者	百分の九十五以上百分の九十五未満	百分の六十五	十五 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者
百分の八十以上百分の八十五未満	百分の六十五未満	百分の七十五以上百分の八十五未満	百分の六十五	十六 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者
百分の七十五以上百分の八十未満	百分の五十五未満	百分の八十五以上百分の七十未満	百分の五十五	十七 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者
百分の七十五以上百分の六十未満	百分の三十五未満	百分の七十以上百分の五十五未満	百分の三十五	十八 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者
百分の四十五以上百分の四十未満	百分の二十未満	百分の五十以上百分の四十五未満	百分の二十	十九 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者
百分の三十以上百分の二十五未満	百分の十五未満	百分の三十五以上百分の四十未満	百分の十五	二十 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者
百分の二十五以上百分の三十未満	百分の五未満	百分の三十五以上百分の三十未満	百分の五	二十一 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者